

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 }
無線工学 2 4 問 } 3 時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局を開設しようとする者は、 A を受けなければならない。ただし、 B 無線局で総務省令で定めるもの等電波法第4条（無線局の開設）ただし書に定めるものについては、この限りでない。
- ② ①の規定による A が無いのに無線局を開設した者は、 C に処する。

	A	B	C
1	総務大臣の免許	小規模な	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
2	総務大臣の免許	発射する電波が著しく微弱な	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3	総務大臣の登録	小規模な	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
4	総務大臣の登録	発射する電波が著しく微弱な	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

[2] 次の記述は、固定局の免許後の変更手続について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、無線局の目的、 A 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は B ときは、あらかじめ C ならない（注）。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

	A	B	C
1	通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をしようとする	総務大臣の許可を受けなければ
2	通信の相手方、通信事項	電波の型式若しくは周波数を変更しようとする	総務大臣に届け出なければ
3	無線局の種別、通信の相手方、通信事項	電波の型式若しくは周波数を変更しようとする	総務大臣の許可を受けなければ
4	無線局の種別、通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をしようとする	総務大臣に届け出なければ

[3] 空中線の指向特性を定める事項に関する次の記述のうち、無線設備規則（第22条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- 2 主輻射方向及び副輻射方向
- 3 空中線の利得及び能率
- 4 給電線よりの輻射

[4] 次の記述は、電波の質等について述べたものである。電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の A B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が、①の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して C 電波の発射の停止を命ずることができる。

	A	B	C
1	偏差	空中線電力の偏差等	臨時に
2	偏差	高調波の強度等	3箇月以内の期間を定めて
3	偏差及び幅	空中線電力の偏差等	3箇月以内の期間を定めて
4	偏差及び幅	高調波の強度等	臨時に

[5] 次の記述は、スプリアス発射、帯域外発射等の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「スプリアス発射」とは、 A 外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。
- ② 「帯域外発射」とは、 A に近接する周波数の電波の発射で B において生ずるものをいう。
- ③ 「不要発射」とは、スプリアス発射及び帯域外発射をいう。
- ④ 「スプリアス領域」とは、帯域外領域の C のスプリアス発射が支配的な周波数帯をいう。
- ⑤ 「帯域外領域」とは、 A の C の帯域外発射が支配的な周波数帯をいう。

	A	B	C
1	必要周波数帯	送信機の周波数変換の過程	内側
2	必要周波数帯	情報伝送のための変調の過程	外側
3	指定周波数帯	送信機の周波数変換の過程	外側
4	指定周波数帯	情報伝送のための変調の過程	内側

[6] 第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者が行うことができる無線設備の操作に関する次の記述のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 超短波放送を行う基幹放送局の空中線電力500ワット以下の無線設備の技術操作
- 2 陸上の無線局の空中線電力250ワット以下の無線設備で30MHz以下の周波数の電波を使用するものの技術操作
- 3 陸上の無線局の空中線電力500ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で30MHz以上の周波数の電波を使用するものの技術操作
- 4 陸上の無線局の空中線電力1キロワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で25,010kHz以上の周波数の電波を使用するものの技術操作

[7] 非常通信の意義に関する次の記述のうち、電波法（第52条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞がある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、有線通信を利用することができないときに総務大臣の命令により人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 3 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、電気通信業務の通信を利用することができないときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞がある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

[8] 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第56条から第59条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 2 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
 - (1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
 - (2) 実験等無線局を運用するとき。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（注）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。
- 4 免許人は、無線局の発射する電波が他の無線局又は総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）に混信その他の妨害を与えている旨の通知を総務大臣から受けたときは、当該電波の発射を直ちに停止し、混信その他の妨害を与えないよう措置しなければならない。ただし、遭難通信を行う場合については、この限りでない。

[9] 次の記述は、無線局の検査及びその検査の結果について指示を受けたときの措置について述べたものである。電波法（第73条）及び電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組み合わせを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 総務大臣は、 A 、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等（注）を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

注 無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。

② 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を B しなければならない。

- | A | B |
|-----------------|---------------------------------|
| 1 毎年1回 | 無線局検査結果通知書の余白に記載 |
| 2 毎年1回 | 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告 |
| 3 総務省令で定める時期ごとに | 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告 |
| 4 総務省令で定める時期ごとに | 無線局検査結果通知書の余白に記載 |

[10] 無線従事者が総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある場合に関する次の記述のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許証を失ったとき。
- 2 無線局の運用を6箇月以上休止したとき。
- 3 正当な理由がないのに無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。
- 4 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

[11] 次の記述は、免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が A の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために B を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について ①の措置を執るべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 C ことができる。

A	B	C
1 他の無線設備	必要な措置を執るべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
2 他の無線設備	設備の使用を中止する措置を執るべきこと	その事実及び措置の内容を記載した書面の提出を求める
3 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備	必要な措置を執るべきこと	その事実及び措置の内容を記載した書面の提出を求める
4 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備	設備の使用を中止する措置を執るべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる

[12] 無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を返納しなければならない。
- 2 免許状は、免許人の事務所の見やすい箇所に掲げておかななければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 3 免許人は、免許状に記載した免許人の氏名、名称又は住所に変更を生じたときは、当該免許状の備考欄又は余白に変更の年月日及びその内容を記載しておかななければならない。
- 4 免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。